

2025年2月20日付け日弁連意見書に対する家庭連合の見解について

世界平和統一家庭連合
会長 田中富廣

日本弁護士連合会（以下、「日弁連」と言う。）は2025年2月20日、「宗教法人から被害を受けた被害者の救済のため、解散命令後の清算に関する立法措置を求める意見書」（以下、「意見書」と言う。）を取りまとめ、同日付けで内閣総理大臣をはじめ、主要な閣僚、文化庁長官、消費者庁長官及び政党代表者宛てに提出したと発表した。こうした新たな立法動向は、信教の自由、政教分離の観点から断固として受け入れることができないため、世界平和統一家庭連合（以下、「当法人」と言う。）は日弁連に対し、2月20日付けで意見・質問書（「新たな立法動向に対する当法人の見解」）を送付し、日弁連に見解を質した。同意見・質問書を踏まえ、以下、日弁連による新たな提案の主な問題点を述べる。

令和5年法律第89号「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」(令和5年12月30日施行。以下「特例法」と言う。)は、3年間の時限立法として、日本司法支援センター（以下、「法テラス」と言う。）の業務の特例並びに「特定宗教法人」（当法人のこと）による財産の処分及び管理の特例について定めるものとされている。

まず、この特例法の立法事実についてであるが、法テラス HP には、「靈感商法等対応ダイヤル」の令和4年11月14日から令和6年8月31日までの約2年間の相談状況の分析結果が掲載されている。それによると、被害受付相談件数（電話相談だけ）は合計9425件で、当法人関連の事案は約2割の1874件であった。そのうち「金銭トラブル」は1054件であるが、内訳を見ると20年以上前が437件（41%）、時期不明が259件（25%）であり、大半は20年以上前か時期不明の事案であることが分かる。

一方、消費者庁が作成した資料「旧統一教会に関する消費生活相談の状況について」（令和4年9月30日）によると、当法人に関する相談件数は、2020年は全相談件数約94万件中33件、2021年は約84万件中27件で、いずれも全相談件数の約0.003%に過ぎなかった。当法人では2009年「コンプライアンス宣言」以降の取り組みによって、「特定不法行為」とされるような信者らの活動実態や、それに対するクレーム、訴訟等は、2022年7月の安倍元総理銃撃事件以前にほぼなくなっていたことを示している。

更に、上記法テラスへの「被害」相談等が「全国統一教会被害対策弁護士団」（以下、「対策弁護士団」と言う。）に紹介されて行われている「集団交渉」（第1次～第8次）で

は、対策弁護団の当法人に対する損害賠償請求額は合計約 53 億円であるが、事実調査によって実際に受領が確認された献金等の金額は約 8 億円（請求額の 15%）であり、それら受領が確認された献金等についても、献金の強要等の何らかの不法行為が疑われるケースはなかった。「特例法」によれば、裁判上、請求が認められるかどうかわからないような案件についても、国が税金を援助して請求を助けていることになる。

以上のように、特例法について、立法事実はないことは明らかである。

特例法に関しては、既に 2023 年 11 月、2024 年 1 月に当法人の代理人が、特例法における立法事実の不存在、及び被害者の定義が曖昧であるとして、衆参両院法務委員会、文化庁宗務課に意見書を提出した。

同意見書は、特例法では、「特定不法行為等による被害者」と定めているが、虚偽架空の被害を訴えるものまで含まれ、誰でも被害者となれるのではないかと、法の曖昧さを指摘している。

一般社会では多数の紛争が発生し、訴訟の原告は自ら裁判費用を負担して自己の権利の実現を図っている。明らかに立法事実を欠いているにもかかわらず、「特定被害者」とされる者だけが殊更に特別な取り扱いを受け、公的に訴訟支援を受けることができる措置を特例法が定め、同支援に税金が投入されることは、憲法第 14 条の法の下での平等に反することは明らかであり、適正手続違反、特定宗教を国家権力が圧力を加えること（政教分離違反）、信教の自由を侵害する違憲立法である点も上記意見書は指摘している。

そのような指摘を受けてきたにもかかわらず、特例法は成立し、今日まで運用され、法テラスが「特定被害者」に対する援助を行ってきた。

そのような違憲違法とも言うべき特例法について、日弁連が主催し、対策弁護団と日本弁護士政治連盟（以下、「弁政連」と言う。）が共催して 2 月 25 日、衆議院第二議員会館で「旧統一教会問題等に関する実効的な被害の救済と予防のための勉強会（院内集会）」を開催し、新たな法整備を国会に提案するとみられる。弁政連は、過去の国政選挙において、特定政党（日本共産党）を支援してきた団体である。対策弁護団の中核を成す全国霊感商法対策弁護士連絡会（以下、「全国弁連」と言う。）も、共産党系、旧社会党系弁護士らで構成されている。

院内集会では、当法人の信者に対する宗教の自由、人権、法の下での平等原則、適正手続保障に、更に一層反するような違憲・違法な法整備の提案がなされることが危惧される。これに関しては、冒頭で述べた通り、当法人は 2 月 20 日付けで日弁連に「意見・質問書」を送付している。

各位におかれては、一方の意見だけで判断せずに、日弁連の主張に対する当法人からの釈明、主張として、ぜひ同意見・質問書をご一読の上、賢明なご判断をお願い申し上げたい。

更に、日弁連の 2 月 20 日付け意見書について、以下の 3 つの点を付け加えたい。

1. 2月20日付け日弁連意見書は、特例法の3年間の延長をさらに求め、特定不法行為等被害者特例法に基づく法律援助を、解散命令確定後の清算手続にも拡大しているが、法テラスを入り口として、曖昧な被害者（解散命令確定時点で被害を申告していない者を指すが、その範囲や救済対象の基準が不明確）の主張に基づき、その代理人となる対策弁護士への税金の支払い延長を提言するものであり、これを容認することは、政教分離違反（政府による特定宗教の弾圧）であり、違憲・違法な行政を放置することであり、行政の公平性・公正性を著しく損なうものである。
2. 日弁連は、カルト政策を政府横断的に進めることを提案（2023年11月15日提言）しているが、これは欧州人権裁判所（2022年12月12日付判決）に違背し、国際人権規約（第18条）にも反するものであり、憲法第98条にも違反している。政府はこのような国際法や憲法に違反するような日弁連の提案に同調すべきではない。
3. 日弁連の提案の1つは、破産法の破産管財人の権限（否認権、強制的な調査など）をモデルとしているが、本来宗教法人の財産は、所属する信者らの信仰に基づき築かれたものである。破産は債務超過を前提とした経済的清算である。宗教法人の解散を、利益を追求した経済活動の破綻と同等に見なして、宗教法人の解散後の処分について提案するものである。日弁連の提案自体が、宗教活動の自由（日本国憲法第20条）を侵害するものだと言わざるを得ない。このような日弁連の方針は、やがてすべての宗教団体に対してその牙が向けられていくものと深く危惧するものである。

このような国際法にも反し、既存の憲法と法秩序にも反し、基本的人権の中で最も重要な宗教の自由を抑圧する日弁連の提案に、政府・各政党も、決して同調しないことを強く要望する。

以上